

令和7年12月22日
杉並区障害者施策課
杉並区児童青少年課

「令和8年4月から放課後等ディサービスの支給日数（目安） と学童クラブの利用要件が変わります」

放課後等ディサービスの支給日数（目安）と学童クラブの利用要件について、令和8年4月から以下のとおり変更となります（※重症心身障害児放課後等ディサービスは除く）。

放課後等ディサービスの支給日数の変更を希望する場合は、ご契約の特定相談支援事業所にご相談ください。

1 放課後等ディサービスの支給日数（目安）

【変更前（令和7年度）】

小学1年生～6年生 週3日（月15日）

中学生～高校生 週5日（ただし、各月の日数から8日を除した日数）

【変更後（令和8年度～）】

小学1年生～6年生 週3日（月15日）

※学童クラブを利用している児童

小学4年生～6年生 週5日（ただし、各月の日数から8日を除した日数）

中学生～高校生 週5日（ただし、各月の日数から8日を除した日数）

→就労等の理由で中学生以降に放課後等ディサービスを週5日利用する必要がある場合に、小学生のうちから利用する事業所や利用日数を増やしていくよう、学童クラブを利用している児童について、小学4年生から週5日の支給日数とします（※学童クラブの利用要件等については、次頁をご覧ください。なお、詳細は、児童青少年課にご確認ください）。

2 変更対応（令和8年度からの日数変更）

現在、学童クラブを利用している小学3年生から小学5年生で、令和8年4月から支給日数の変更を希望する場合は、ご契約の特定相談支援事業所にご相談ください。

3 学童クラブの利用要件

令和8年度の学童クラブ入会案内より、以下のとおり利用要件が変更となります。

【見直し内容】

学童クラブの利用要件として、保護の必要な日に週3日以上の出席が必要ですが、障害等のある児童については、放課後等デイサービス及び療育、通院は、欠席や早退の扱いとはしません（これらの理由で欠席や早退をし、上記の日数を下回っても、入会要件なしや退会の対象とはみなしません。）。

「障害等のある児童」とは、養護学校等の特別支援学校又は特別支援学級に在籍する児童、あるいは愛の手帳等の療育手帳を持っている児童です。

→障害等のある児童は、放課後等デイサービスの利用は欠席や早退の扱いとはみなしません。そのため、下校後に学童クラブに行き、その後、放課後等デイサービス事業所が学童クラブにお迎えにいく運用も可能です。

学童クラブを利用しながら放課後等デイサービスが利用しやすくなります。

【参考】

4 重症心身障害児放課後等デイサービスの支給日数（目安）

【変更なし】

小学1年生～2年生 週2日（月10日）

小学3年生以上 週3日（月15日）

※なお、保護者の就労等により学童要件を満たすが、学童クラブに入会ができず、重症心身障害児放課後等デイサービス事業所以外に放課後等の生活の場としての選択肢がない場合には、保護者の就労状況等に合わせ、支給認定会議での審査を経て目安を超えた日数を支給します。

【問合せ先】

杉並区保健福祉部障害者施策課 電話：03-3312-2111（代表）

・放課後等デイサービスの利用申請に関すること

：障害福祉サービス係 内線 1185・1186

・支給決定、受給者証に関すること：児童支援係 内線 1134・1169

杉並区子ども家庭部児童青少年課

・学童クラブの入会、利用要件に関するこ

：児童館運営係 電話：03-3393-4760